

ごみ分別ガイド

分別種別ごみ収集表

種 別		木江・東野地区	大崎地区
可燃ごみ		毎週月, 木曜日	毎週火, 金曜日
不燃ごみ	ビン・陶磁器類	毎週月曜日	毎週火曜日
	缶類・刃物類	毎週木曜日	毎週金曜日
資源ごみ	紙類	毎月第1, 第3, (第5) 水曜日	
	ペットボトル	毎週水曜日	
大型可燃ごみ		毎月第1, 第3, (第5) 水曜日	
粗大ごみ		毎月第2, 第4水曜日	
有害ごみ		毎月第4水曜日	

【お問い合わせ】

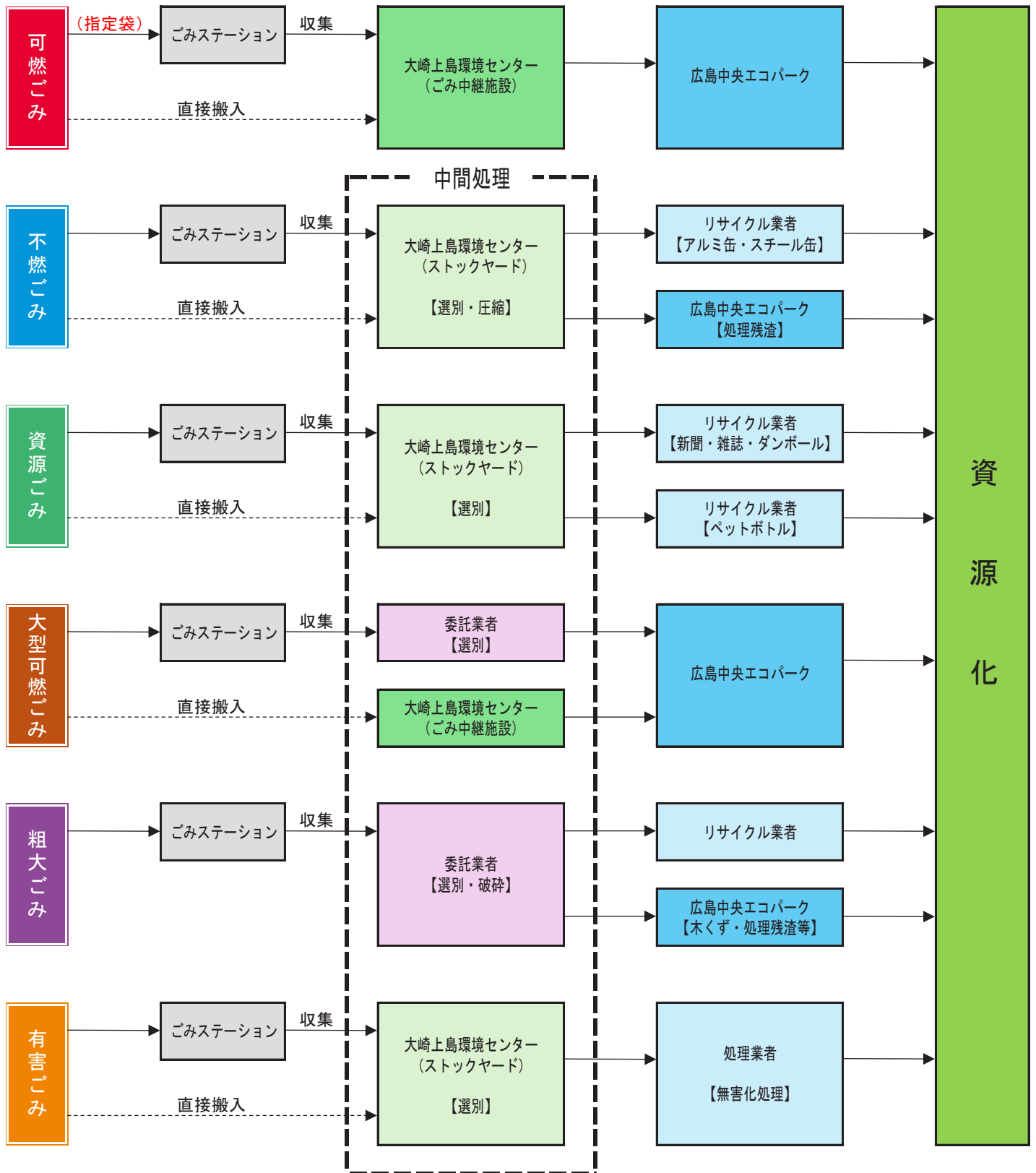
- ・ごみの分別・収集は、大崎上島町 環境衛生課 ☎ 6 4 - 3 5 1 3
- ・ごみの持ち込みは、大崎上島環境センター ☎ 6 4 - 3 8 0 0

【一般廃棄物収集運搬許可業者】

(有)大崎島環境衛生社 ☎ 6 2 - 1 2 3 6



大崎上島町のごみ処理



ごみを出すときの注意点

- ごみは正しく分別し、定められた収集日当日の朝8時までに出してください。
- 可燃ごみは、必ず町指定ごみ袋に入れてください。また、生ごみは、よく水を切って出してください。
- 刃物類、先が鋭利なものなどは、必ず紙や布で包んで危険のないようにしてください。
- ペットボトル、空き缶、空きびん、陶磁器、電池類などをごみステーションに出す場合は、袋などから出して備え付けの専用容器に直接入れてください。袋などに入れたまま置かれているものは、収集できません。
- 黄色のコンテナは、ペットボトル専用となっていますので、他のごみを入れしないでください。
- 町指定ごみ袋以外や正しく分別されていないごみは、収集できません。

分別区分	種類	具体例の一部	
可燃ごみ (指定袋に入れるもの)	台所ごみ、紙類 プラスチック類 布類、ゴム・革類 小さな金属類 など	生ごみ 紙パック プラスチック類 衣類 靴 金属類	3頁
不燃ごみ	ビン・陶磁器類 ガラス類、電球類 缶類、刃物類 ライター類 など	空きびん ガラス類 陶器類 空き缶 刃物類 ライター類	5頁
資源ごみ	紙類 ペットボトル	新聞・チラシ 雑誌・雑紙 ダンボール ペットボトル	6頁
大型可燃ごみ	指定袋に入らない 大きさの可燃ごみ	衣装ケース ポリタンク クーラーボックス 発泡スチロール ふとん・毛布 すだれ 剪定枝	7頁
粗大ごみ	家具・寝具類 家電製品類（リサイクル法対象品を除く） 金属類 など	家具・寝具類 家電製品類 自転車 傘 なべ フライパン 草刈り機	8頁
有害ごみ	乾電池 小型充電式電池 蛍光管・電球類 水銀式製品	乾電池・小型充電式電池など 蛍光管・電球類 水銀式のもの	9頁
排出禁止物	取り扱えないもの	流し台 シニアカー バイク ガスボンベ 消火器 畳 瓦 石 建築廃材	10頁
	リサイクルするもの	【家電リサイクル製品】 エアコン 室外機 テレビ 冷蔵庫 洗濯機 【PCリサイクル製品】 ノート型パソコン デスクトップ型パソコン	

可燃ごみ

週2回収集

※ 必ず町指定袋に入れて、出してください。（指定袋以外のものは、収集できません。）

【台所ごみ】

生ごみ・貝殻



※生ごみは、よく水を切って



食用油



※凝固剤で固めるか、紙や布などにしみこませる



【紙類】

紙くず



紙コップ



包装紙



紙パック



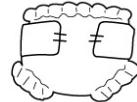
写真



金銀加工紙



紙おむつ



【プラスチック類】

※ 指定袋に入る大きさのプラスチック類は、すべて可燃ごみです。

カップ・パック類



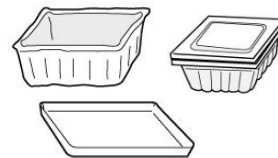
チューブ類



袋類



トレイ類



タッパー類



キャップ・ラベル



ボトル類



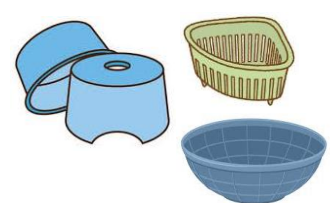
スポンジ



果物や野菜のネット



その他プラ製品



【布類】

衣類・布切れ



クッション



ぬいぐるみ



靴



かばん



ボール



グローブ



長靴



ゴム手袋



ホース類



※長いものは切る（切れないものは、かさばらないように縛る）

【ガラス類】

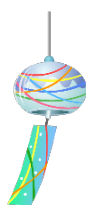
手鏡



ルーペ



風鈴

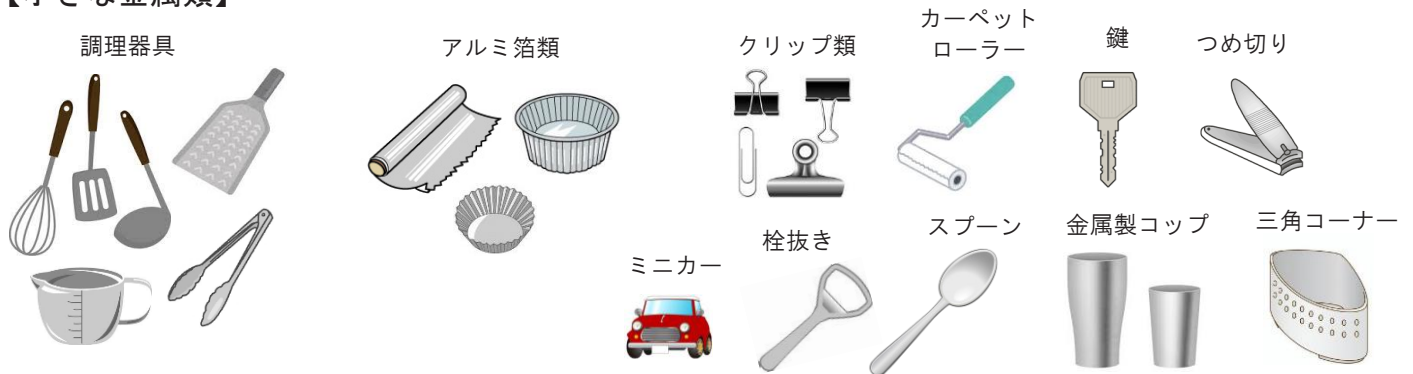


おはじき・ビー玉



木江・東野地区：月曜日，木曜日
大崎地区：火曜日，金曜日

【小さな金属類】



【その他指定袋に入れるもの】



【危険のあるもの】

※ 必ず紙や布で包んで、危険のないようにして出してください。



【小型充電式電池を使用しているものについて】

- ・小型充電式電池は、収集時や処理施設での発火・火災につながる恐れがありますので、必ず取り外して有害ごみで出してください。
- ・本体から小型充電式電池を外せないものは、本体ごと有害ごみで出してください。

【注意】

ホースやコード、ケーブルなどの長さのあるものは、長いままだと収集車内部で絡まってしまい、車が故障する恐れがあるため、50cm以下に切ってから指定袋に入れてください。（切れないものは、かさばらないように縛る。）

不燃ごみ

週2回収集

木江・東野地区は、ビン・陶磁器類：月曜日
缶類・刃物類：木曜日

大崎地区は、ビン・陶磁器類：火曜日
缶類・刃物類：金曜日

※ 定められた収集日に、不燃物缶へ直接入れてください。（袋に入れたまま出さないこと。）

ビン・陶磁器類

【空きびん】



※中身を空にして、
中をすすぐ

※ビールびんなど再利用可能なびんは、なるべく販売店に返しましょう。

【ガラス類】



【陶器類】



【電球類】



缶類・刃物類

【空き缶】



※中身を空にして、
中をすすぐ



※空き缶は、つぶさない



【金属製品】



※大きなものは、粗大ごみ

【スプレー缶・カセットボンベ】



※使い切って、
穴をあける



【ライター類】



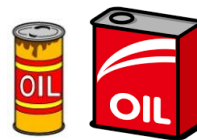
※ガスを使い切る

【刃物類】



※刃の部分を、
紙や布で包む

【油缶・塗料缶など】



※中身を使い切り、
中をよく洗う

※4L缶まで、一斗缶などは粗大ごみ

【注意】

- ・スプレー缶・カセットボンベなどは、必ず使い切り、穴をあけてガスを抜いてください。
- ・刃物類は、必ず紙や布で包んで、危険のないようにしてください。

資源ごみ

毎月第1, 第3, (第5)水曜日

※ ペットボトルは、毎週水曜日

紙類

【新聞・チラシ】



【雑誌・雑紙】



※金具やプラスチック類、
付録のCD、ビニールカ
バーは外す

【ダンボール】



※テープや伝票は外す
※1m四方に切るかたたんで、
紐で縛る

※ 種別ごとに分けて、それぞれ単体で紐で縛る。

このような出し方はしないでください



※ガムテープで
しばる



※新聞、雑誌、
ダンボールを混在する



※箱のまま

【注意】

「資源ごみとして出すことのできない紙」

- ・レシートなどの感熱紙 ・ビニール加工された紙 ・金銀加工された紙 ・写真 ・カーボン紙
- ・防水加工された紙 ・アルミコーティングされた紙 ・圧着ハガキ ・汚れ、テープ付の紙

※ これらの紙は、**可燃ごみ**で出してください。

ペットボトル

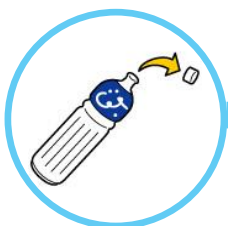


PET

ペットボトル
識別マーク

- ・ペットボトル識別マークのついたものが対象です。
- ・キャップ・ラベルを外して、中をすすいでつぶしてください。
- ・黄色のコンテナに直接入れてください。(袋に入れたまま出さないこと。)
- ・色付きや汚れの取れないものは、**可燃ごみ**です。

ペットボトルの出し方



1. キャップを外す



2. ラベルを外す



3. 中をすすぐ



4. 押しつぶす

大型可燃ごみ

毎月第1, 第3, (第5)水曜日

※ 定められた収集日に、ごみステーションの横に整理整頓して出してください。

【指定袋に入らない大きさの可燃ごみ】

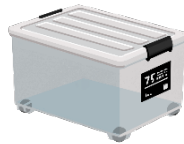
ポリタンク



クーラーボックス



衣装ケース



ポリバケツ



たらい



ぬいぐるみ



プランター



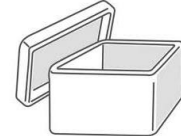
おまる



コンテナ



発泡スチロール



【紐で縛るもの】

じゅうたん
カーペット



電気カーペット



電気毛布



カーテン



シート・ござ

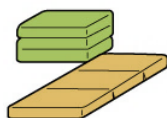


※ およそ1m四方に切るか、たたんでください。

ふとん・毛布



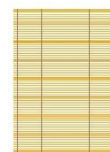
マットレス



座布団



すだれ



※丸めて縛る 幅1m以下

剪定枝 [せんていし]



※太さ5cm、長さ1m以内
指定袋に入るものは、**可燃ごみ**

【その他】

ふすま



障子



- ・障子紙は、なるべく外して**可燃ごみ**で出してください。
- ・ガラス使用のものは、**粗大ごみ**です。

雪見障子
(ガラス使用)



※粗大ごみ

粗大ごみ

毎月第2, 第4水曜日

※ 定められた収集日に、ごみステーションの横に整理整頓して出してください。

【家具・寝具類】



【家電製品類】



※ リサイクル法対象品目を除く電気製品（コード付のもの）は、すべて粗大ごみとなります。

【金属類】



【乗物類】



【その他】



【注意】

・業者施工によって排出されたものは、収集できません。施工業者に引き取りを依頼してください。

※ 粗大ごみの一部を掲載しています。判断に困ったときは、お問い合わせください。

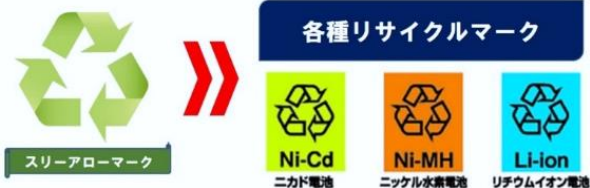
乾電池・小型充電式電池など

【小型充電式電池使用製品の例】



※ 本体から小型充電式電池を外せないものは、**本体ごと有害ごみ**で出してください。

小型充電式電池は、リサイクルマークが目印です



【注意】

小型充電式電池は、収集時や処理施設での発火・火災につながる恐れがありますので、**端子部**をビニールテープ等で巻いて**絶縁**してください。



※ 電池類は、専用の回収容器に直接入れてください。（袋などに入れないこと。）

蛍光灯・電球類

直管形・環形蛍光灯

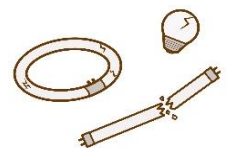


電球形蛍光灯



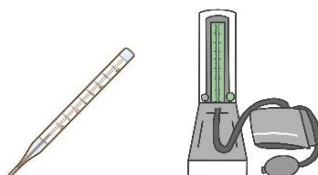
※白熱球・LED電球は、**不燃ごみ**

- ・蛍光灯は、専用の容器がないので、収集日に目の付きやすい所に出してください。
- ・なるべくケースに入れて出すなど、割れないようにしてください。
- ・割れたガラス片は、**不燃ごみ（ビン・陶磁器類）**です。
- ・電球を、電池類専用容器に入れないこと。



水銀式のもの

- ・体温計
- ・血圧計
- ・温度計 など



排出禁止物

※ 町では、収集も処理もしませんので、
ごみステーションへ出すことも環境センターへの持ち込みもできません。

取り扱えないもの



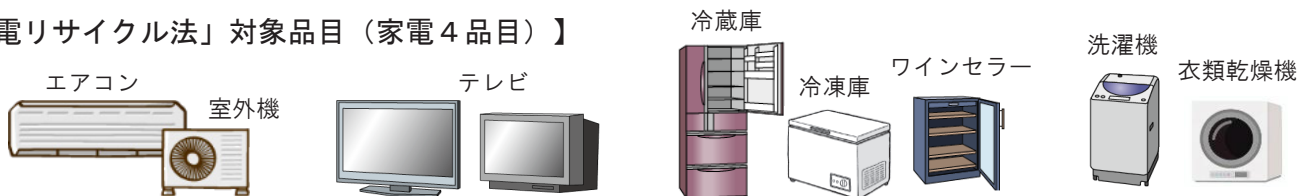
※ 専門の処理業者や販売店又は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎ 6 2 - 1 2 3 6）に相談してください。（有料）

【業者の施工により排出されたもの】



※ 施行業者に引取りを依頼してください。

【「家電リサイクル法」対象品目（家電4品目）】



※ 販売店などに引取りを依頼してください。（有料）

【「資源有効利用促進法」対象品目】



※ メーカー又は、
パソコン3R推進協会に回収を依頼してください。

《パソコン3R推進協会》

☎ 03-5282-7685

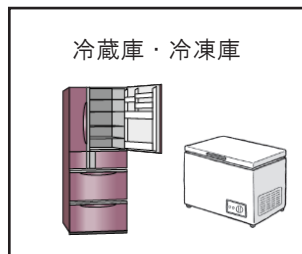
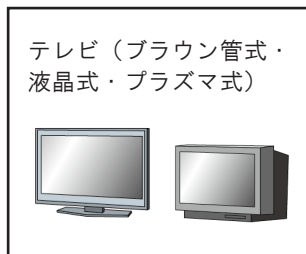
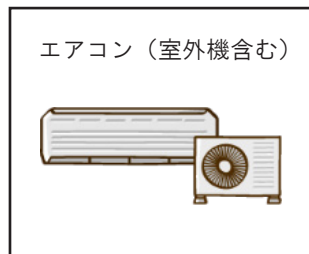
<https://www.pc3r.jp/>

※ 取り扱えないものの一部を掲載しています。判断に困ったときは、お問い合わせください。

家電リサイクル

家電リサイクル法の対象となる「家電4品目」を処分する際、消費者（排出者）には、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払う義務があります。

「家電4品目」※業務用のものは対象外



【処分方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

○ 買い替える場合

・新しい製品を購入する販売店に引き取りを依頼してください。

○ 買い替えずに処分する場合

・処分する製品を購入した販売店に引き取りを依頼してください。

○ 買い替えずに処分したいが、

購入した販売店がない場合（購入店が廃業や遠方、通信販売など）

・近くの販売店又は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎62-1236）に相談してください。

※ いずれの場合も収集・運搬料金とリサイクル料金が掛かります。

（料金については、依頼先にご確認ください。）

○ 自分で「指定引取場所」へ持ち込む場合

※ リサイクル料金が掛かります。

・郵便局で家電リサイクル券を購入してください。

・リサイクル券と廃家電を「指定引取場所」へ持ち込んでください。

・「指定引取場所」は、家電リサイクル券センターのホームページ上でご確認ください。

※ 町内には、「指定引取場所」はありません。

【家電リサイクルについて詳しくは】

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

<https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

☎0120-319-640（9：00～18：00 日曜・祝日を除く）

・メーカー別リサイクル料金 ・指定引取場所一覧 ・家電リサイクル券の手続き方法 など

パソコンリサイクル

不用になったパソコンは、「資源有効利用促進法」により、メーカーによる回収とリサイクルが義務づけられています。

「リサイクル対象機器」

- ・デスクトップパソコン本体 ・ディスプレイ（ブラウン管式・液晶式）
- ・ノートパソコン ・ディスプレイ一体型パソコン（ブラウン管式・液晶式）



【リサイクルの方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

○ メーカーが分かっているパソコン

- ・メーカーが回収・リサイクルしますので、各メーカーに依頼してください。

※ PCリサイクルマークが付いたものには、回収・リサイクル料金は掛かりません。

○ 回収するメーカーがないパソコン（自作、メーカーの倒産・事業撤退など）

- ・パソコン3R推進協会に、回収・リサイクルを依頼してください。

※ PCリサイクルマークが付いたものにも、回収・リサイクル料金が掛かります。



【パソコンリサイクルについて詳しくは】

一般財団法人 パソコン3R推進協会

<https://www.pc3r.jp> ☎ 03-5282-7685

- ・メーカー窓口一覧 ・回収・リサイクル料金 ・リサイクルの手順 など

消火器リサイクル

消火器の処分は、一般社団法人 日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）が地域の販売代理店等と協力して行っています。

【リサイクルの方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

○ 消火器リサイクル推進センターの特定窓口へお問い合わせください。

(有)上島防災 ☎ 64-4230

※ リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。（平成22（2010）年以降に製造された消火器には、既にリサイクルシールが貼られています。）



【消火器リサイクルについて詳しくは】

一般財団法人 日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）

<https://www.feypc.jp>

☎ 03-5829-6773 (9:00~12:00 13:00~17:00 土曜・日曜・祝日を除く)

事業系ごみの分け方・出し方

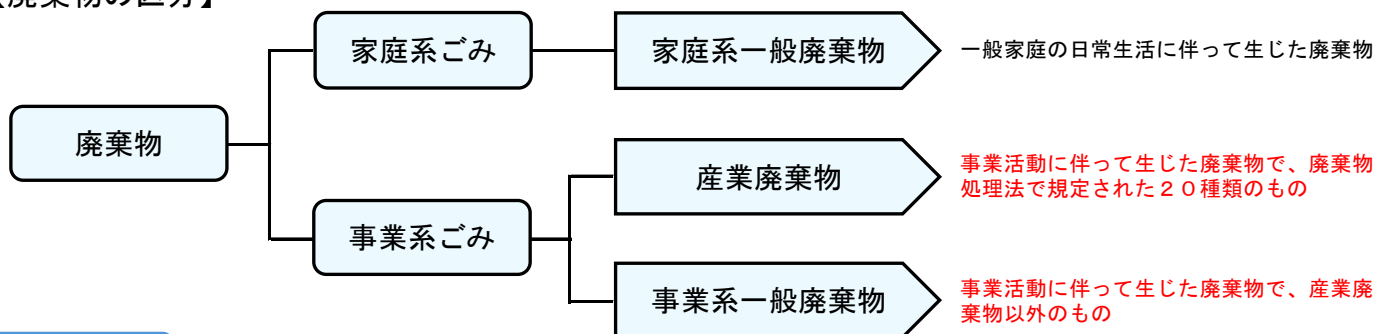
事業系ごみとは

事業系ごみとは、一般家庭から出るごみとは区別された、事業活動によって生じたごみのことです。事業系ごみは、大きく「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、その処理方法が異なります。

事務所などから出るお茶殻や弁当の食べ残しなど、家庭から出るごみと内容が変わらず少量であっても事業系ごみになります。

※ 事業活動とは、会社、工場、事務所、店舗、農業者など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、福祉施設、官公署などの公共サービスや非営利の各種団体なども含まれます。

【廃棄物の区分】



事業者の責務

廃棄物処理法第3条により、事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、家庭系ごみとは処理方法が異なります。ごみの内容、量の多少にかかわらず、ごみステーションに出すことはできません。

※ 事業系ごみをごみステーションに出す行為は、**不法投棄**とみなされます。

【事業系一般廃棄物】

家庭系ごみと同様に正しく分別し、事業者自らが大崎上島環境センターに直接持ち込むか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎ 62-1236）へ依頼してください。

※ 事業者が事業系ごみを直接搬入する場合には、搬入車両ごとに事業系一般廃棄物処理依頼届出書を大崎上島町環境衛生課環境衛生係（☎ 64-3513）に提出し、事業系一般廃棄物処理依頼届済証明書を取得する必要があります。（**届出車両以外での搬入はできません。**）

【産業廃棄物】

産業廃棄物は、町で処理することができません。県の許可を有する産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

※ 産業廃棄物処理業の許可は、廃棄物を収集運搬する産業廃棄物収集運搬業と処分を行う産業廃棄物処分業に分けられています。（収集運搬許可業者と処理業許可業者の2者それぞれと契約する必要があります。）

産業廃棄物処理業者の検索

ひろしま産廃ネット（一般社団法人 広島県資源循環協会）

<https://www.hshigen.or.jp/> ☎ 082-247-8499

大崎上島環境センターへのごみの持ち込みについて

【搬入できるごみの種類】

大崎上島町から排出される一般廃棄物で、以下のものとなります。

- 可燃ごみ ○不燃ごみ（ビン・陶磁器類、缶類・刃物類）
 - 資源ごみ（新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、ペットボトル）
 - 大型可燃ごみ ○有害ごみ（乾電池・小型充電式電池、蛍光管・電球類）
- ※ 持ち込みの場合、指定袋は不要です。可燃ごみは、半透明で容量45ℓまでの袋に入れて搬入してください。

※ 粗大ごみ、産業廃棄物は、搬入できません。

【受付日時】

月・火・木・金曜日（祝日を除く）

13時30分～16時30分

休場日：水・土・日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

【施設使用料】

無料です。

【搬入車両の規制】

最大積載量が2トンを超える車両での搬入はできません。

【搬入の手順】

- 1 受付時間内に施設へ直接搬入してください。予約の必要はありません。
- 2 計量器の上で停車して窓口で受付し、ごみを積載した車両の重量を量ります。
- 3 荷降ろしは、ご自身で行っていただきます。場所などについては、係員の指示に従ってください。
- 4 全ての荷降ろしが完了したら、再度、計量器でごみを降ろした車両の重量を量ります。

※ 事業者は、受付窓口で事業系一般廃棄物処理依頼届済証明書を提示してください。

【自ら搬入ができない場合】

大崎上島町の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎62-1236）」へ運搬を依頼してください。料金などは、業者に直接確認してください。

※ 許可を受けていない者が他人のごみを運搬することは、法律（廃棄物処理法）で禁止されています。

【注意】

- ・受け入れできないものについては、お持ち帰りいただきます。
- ・複数の分別種を混載する場合は、荷降ろしをしやすいように分別して積載してください。
- ・搬入物の荷降ろしは、係員の指示に従い、搬入者自らが行ってください。
- ・施設内では、運搬・作業車両などが走行していますので、安全に十分注意してください。
- ・施設が混み合うときには、お待ちいただく場合があります。
- ・施設の故障時、施設が処理能力を超えた場合などには、搬入物をお持ち帰りいただくことがあります。

ごみの不法投棄や野外焼却は法律で禁止されています

不法投棄の禁止（廃棄物処理法 第16条）

※ 不法投棄は、犯罪です。

○ 以下のような行為は、不法投棄です。

- ・店舗や事務所などから出る、事業活動に伴うごみ（事業系ごみ）のごみステーションへの投棄
- ・家電リサイクル法対象品目やパソコン、町が収集・処理しない排出禁止物のごみステーションへの投棄
- ・空地や道路、山林などへのごみの投棄

【注意】

投棄者が見つからない場合、不法投棄されたごみは、その土地などの所有者・管理者に処分する責任があります。定期的に草を刈る、柵を設けるなど、日頃から不法投棄されない環境づくりが必要です。



野外焼却（野焼き）の禁止（廃棄物処理法 第16条の2）

※ ごみの野外焼却（野焼き）は、犯罪です。

○ ブロック積み、一斗缶、ドラム缶などによる焼却も野外焼却とみなされ禁止されています。また、構造基準を満たしていない焼却炉の使用も違法になります。



○ 例外として野外での焼却が認められる場合があります。ただし、その場合でも、煙や臭いなどによる生活環境への影響や周辺住民からの苦情がある場合は、行政指導の対象となることがあります。周辺の迷惑にならないように、風向きや時間帯、焼却量に配慮して行ってください。また、燃やしたまま放置しないでください。

野外焼却が認められる例

- ・風俗慣習や宗教上の行事に必要な焼却（とんど焼き、お焚き上げ、塔婆供養の焼却など）
 - ・農業や漁業を営むためにやむを得ない焼却（稲わら、刈草、伐採木や漁網に付着したごみの焼却など）
 - ・日常生活で通常行われる焼却であって軽微なもの（たき火、バーベキュー、キャンプファイヤーなど）
- ※ これらの焼却であっても、家庭ごみ（生ごみ、紙くずなど）やプラスチック類、ビニール類などを一緒に燃やすことは違反行為となります。

焼却炉が満たすべき基準の例

- ・燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で、ごみを燃やすことができること
 - ・燃焼に必要な量の、空気の通風が行われるものであること
 - ・外気と遮断された状態で、ごみを燃焼室に投入できること
 - ・燃焼ガスの温度を測定するための装置があること
 - ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること
- ※ 事業系ごみを焼却した後の灰は、産業廃棄物として処分する必要があります。

罰則規定（廃棄物処理法 第25条）

○ 違反した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(法人は3億円以下の罰金刑 [第32条])

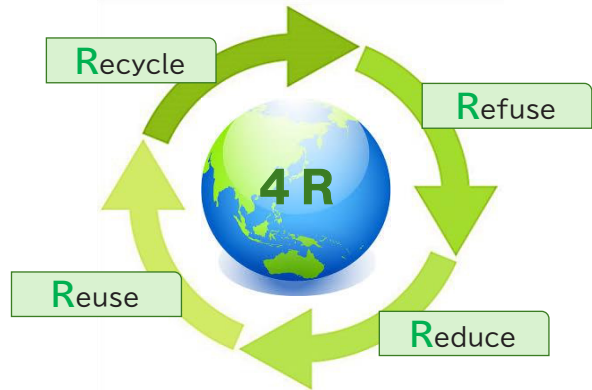
ごみの減量化・リサイクル（4 R運動を推進します）

4 Rとは、

ごみを減らすことで
一人ひとりが参加できる
地球温暖化防止の取り組み

- ・ Refuse（リフューズ） = 断る
- ・ Reduce（リデュース） = 減らす
- ・ Reuse（リユース） = 再使用
- ・ Recycle（リサイクル） = 再生利用

この4つの取り組みを総称したものです。



Refuse（リフューズ）

ステップ1

○ 不要なものは、買わない・断る

- ・ マイバックを持参し、レジ袋を断る
- ・ 割りばしなど使い捨てのものを断る
- ・ 不要な包装を断る

Reduce（リデュース）

ステップ2

○ ごみとなるものを減らす

- ・ 詰め替え用の製品を購入する
- ・ 食材は使い切り、食べ残しを減らす
- ・ 生ごみの水切りをしっかりと行う

Reuse（リユース）

ステップ3

○ ものを修理したり、繰り返し使う

- ・ 繰り返し使用できる容器（リターナブル）の製品を選ぶ
- ・ 修理して長く使い続ける
- ・ バザーやフリーマーケット、リサイクルショップを活用する
- ・ 使わなくなったものは、必要としている人に譲る

Recycle（リサイクル）

ステップ4

○ 使い終わったものを
資源として再利用する

- ・ ビン、缶、ペットボトル、紙類などは、しっかりと分別する
- ・ スーパーなどの店頭回収を積極的に利用する
- ・ リサイクル品や再生資源を利用した製品を積極的に購入する

【4 Rを実践しましょう】

ごみ処理に伴って出る二酸化炭素は、地球温暖化を加速させ、異常気象や環境問題につながります。また、ごみは、もともとは天然の資源であり、大量消費、大量廃棄を続けると、資源はいずれ枯渇してしまいます。

ごみを減らすことは、地球の自然環境や資源を将来に残し、循環型社会を形成していくために大切なことです。

一人ひとりの「4 R」の取り組みは、
社会全体のごみ減量化につながる小さな第一歩です。

生ごみの水切り

生ごみの約80%は水分です。

家庭から出る可燃ごみのうち、約40%が生ごみで、その生ごみの約80%が水分と言われています。一人ひとりが生ごみの水切りに取り組み、ごみの減量や環境負荷軽減につなげましょう。

【水切りの効果】

- ・ 腐敗を遅らせ、悪臭の抑制につながります。
- ・ 可燃ごみの減量化につながります。
- ・ 環境負荷の軽減につながります。
- ・ 処理経費の削減につながります。

「水切り」3つのポイント

- 1 濡らさない
- 2 乾かす
- 3 しぼる

大崎上島町

環境衛生課 環境衛生係

〒 725-0301

広島県豊田郡大崎上島町中野2067-1

TEL 0846-64-3513 FAX 0846-64-3514

<https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp>